

令和7年度
市単独事業

最上山公園草刈業務

実施設計書

見積設計書

業務番号 宍建住委第070009号

公園名 最上山公園

履行箇所 宍粟市山崎町元山崎地内 他

業種

実施



宍 粟 市

委 託 費				概 要	
	実 施 (前回変更)	今 回 変 更	増 減 額	最上山公園 対象面積4.3ha	
設 計 額 (内消費税額)	円 (円)	円 (円)	円 (円)		
委 託 額 (内消費税額)	円 (円)	円 (円)	円 (円)		
執 行 方 法	委 託	履 行 期 限	令和7年9月30日 限		
(実施理由)					

総括情報表

頁0-0001/0006

単価適用年月日	0-07. 06. 01 (0)		
	今 回		前 回
工種区分（治山林道） 施工地域区分 前払区分 契約保証費用 週休2日補正	06 森林整備B 26 補正無し 02 補正なし 1.00 02 計上しない 05 対象外		

工事費内訳書

頁0-0002/0006

費目・工種・種別・細目		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
本工事費											
森林整備											
保育工											
		1		式						工種 第0001号明細表	
直接工事費計											
共通仮設費計											
共通仮設費率分											
				式							
純工事費計											
現場管理費											
				式							
工事原価計											

工事費内訳書

頁0-0003/0006

	費目・工種・種別・細目	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
一般管理費等											
					式						
工事価格計											
消費税相当額											
					式						
総計											

保育工

工 種 明 細 表

工種 第0001号明細表

頁0-0004/0006

名 称 ・ 規 格		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
保育工						
下刈						
下刈 全刈り						
		4.3	ha			施工 第0-0001号内訳表
集草						
		860	m2			施工 第0-0002号内訳表
合 計						
		1	式			

施工 第0-0001号内訳表

頁0-0005/0006

〔規格 1〕全刈り

[規格 2]

[摘要]

当り

[illegible]

集草

[規格 1]

[規格 2]

積算単価算出表

施工 第0-0002号内訳表

頁0-0006/0006

[摘要]

1

m2 当り

標準単価			代表機材規格		構成比	基準単価	積算規格		単 価	補 正 構成比	備 考
標準単価	K										
	R1		普通作業員					普通作業員			
	R										
	Z										
								計			
	積算単価 =										

数 量 表

図面番号	場所及び面積 (㎡)	合計面積 (㎡)
1/3	①千畳敷、百畳敷周辺 11,500	11,500
	②もみじ山周辺 23,240	23,240
	③展望台南側周辺 250	250
2/3	④ 児童公園周辺 (北側) 1,000 (南側) 860	1,860
3/3	⑤篠の丸城跡、登山口周辺 (篠の丸城跡) 5,700 (登山口周辺) 420	6,120
	合 計	42,970

特 記 仕 様 書

業 務 名 最上山公園草刈業務

履行場所 宍粟市山崎町元山崎地内 他

履行期間 着手の日 (原則として契約締結日の翌日) から令和7年9月30日まで

第1条 適用

本業務の実施にあたっては、設計書、図面、「森林土木工事共通仕様書」(兵庫県)、「森林整備保全事業工事標準仕様書」(林野庁)、「土木請負工事必携」[令和3年4月(一部改定)]、「土木工事施工管理基準」[令和2年10月(一部改定)]、その他、本特記仕様書によるものとする。

第2条 一般事項

1. 受託者は実施に先立ち現地との整合性を確認し、疑義が生じた場合は、確認できる資料を書面により提出し、監督員と協議の上処理するものとする。

第3条 地元への対応

1. 受託者は本業務を実施するにあたり、事前に自治会長等の関係者に対して周知すること。
2. 業務実施箇所、資材置き場、資材運搬路等に隣接する土地所有者とトラブルのないよう現地立会い、十分協議すること。また、業務用地以外の区域へ立ち入りする場合には、必ず所有者の承諾を得るものとする。

第4条 環境対策

1. 業務実施により発生する公害は、環境基準を厳守し万全の対策・処置を講じること。
2. 土砂掘削等による汚水、塵埃、騒音、振動及び路面の汚損には細心の注意を図り、現地周辺状況に配慮し、掘削等の業務においては振動、騒音粉塵等発生の最も小さい工法を選択するとともに、振動騒音の大きな作業等に関しては、事前に監督員および監理者へ連絡すること。
3. 万一地元及び第三者から苦情があった場合は、受託者で責任を持って処理すること。

第5条 補修

1. 受託者は、業務車両等が道路や進入路等をいためた場合は、その都度、原形に復旧する。完了後所定の期間には業務及び材料・機器の不完全に起因すると認められた欠陥に対しては、全責任を負い直ちに補修しなければならない。

第6条 写真管理

1. 着手前に現状調査を行うとともに現況写真を撮り、着手前、完了後が対比できる書類を作成すること。
2. 完成写真には測点及び起終点方向を明示し、分り易く整理して提出すること。

第7条 詳細図等の作成

1. 変更および追加による図面は、監督員と協議の上、受託者が全て作成すること。(設計変更には使用できる図面と数量を提出すること。)

第8条 管理関係

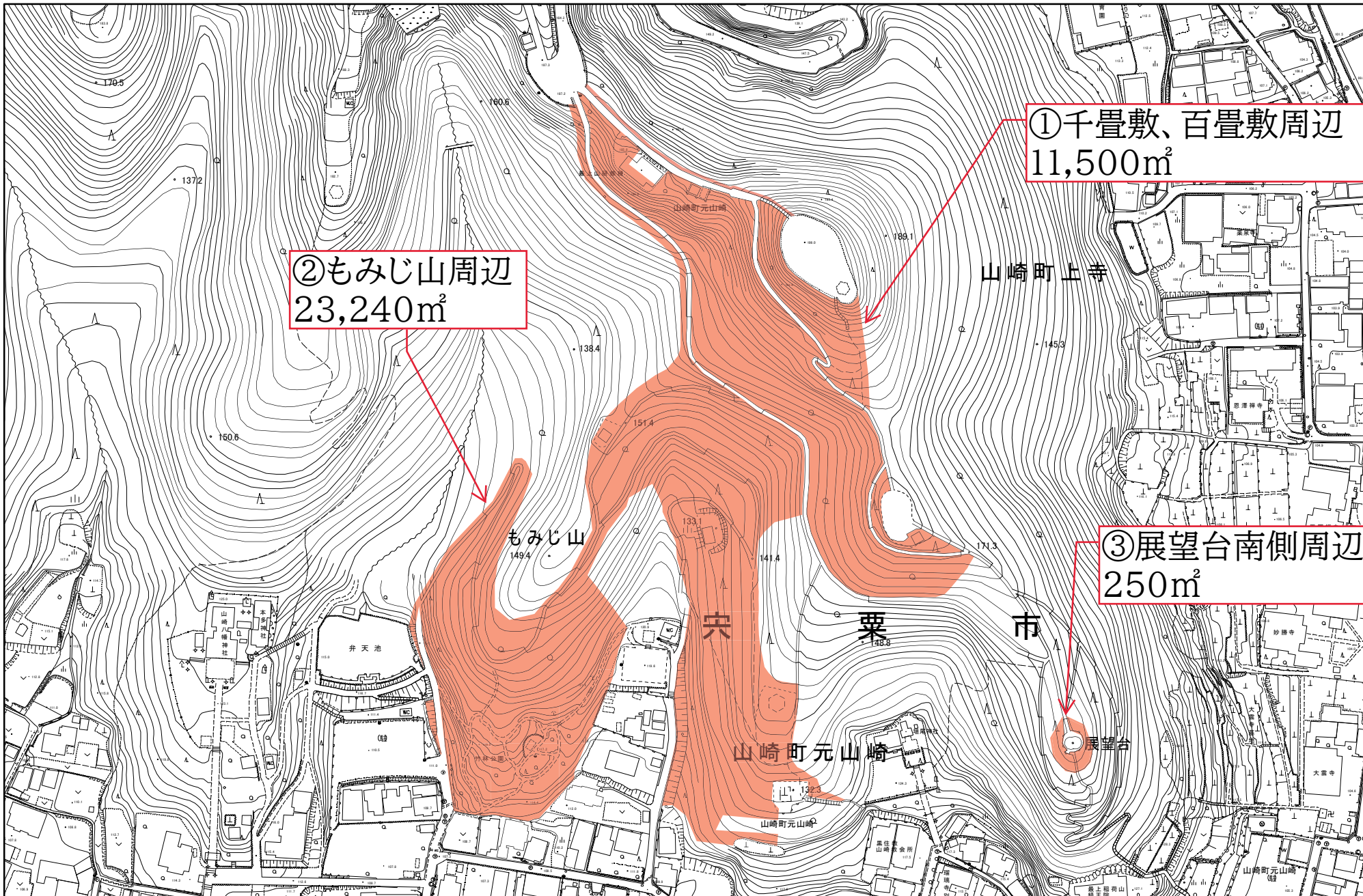
1. 監督員と協議・打合せした内容については、書類にて監督員に提出すること。
2. 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議すること。
3. 履行期間中、近隣等より苦情の申し出があった場合、監督員および監理者に報告の上、受託者が速やかに対処すること。
4. 利用者等に危険のないよう充分に注意して実施すること。また、必要に応じて立入禁止等の措置をとり、事前に監督員へ報告すること。
5. 人身事故、災害または第三者に損害を与える事故が発生した場合は、応急措置を講ずるとともに、すみやかに監督員へ連絡すること。

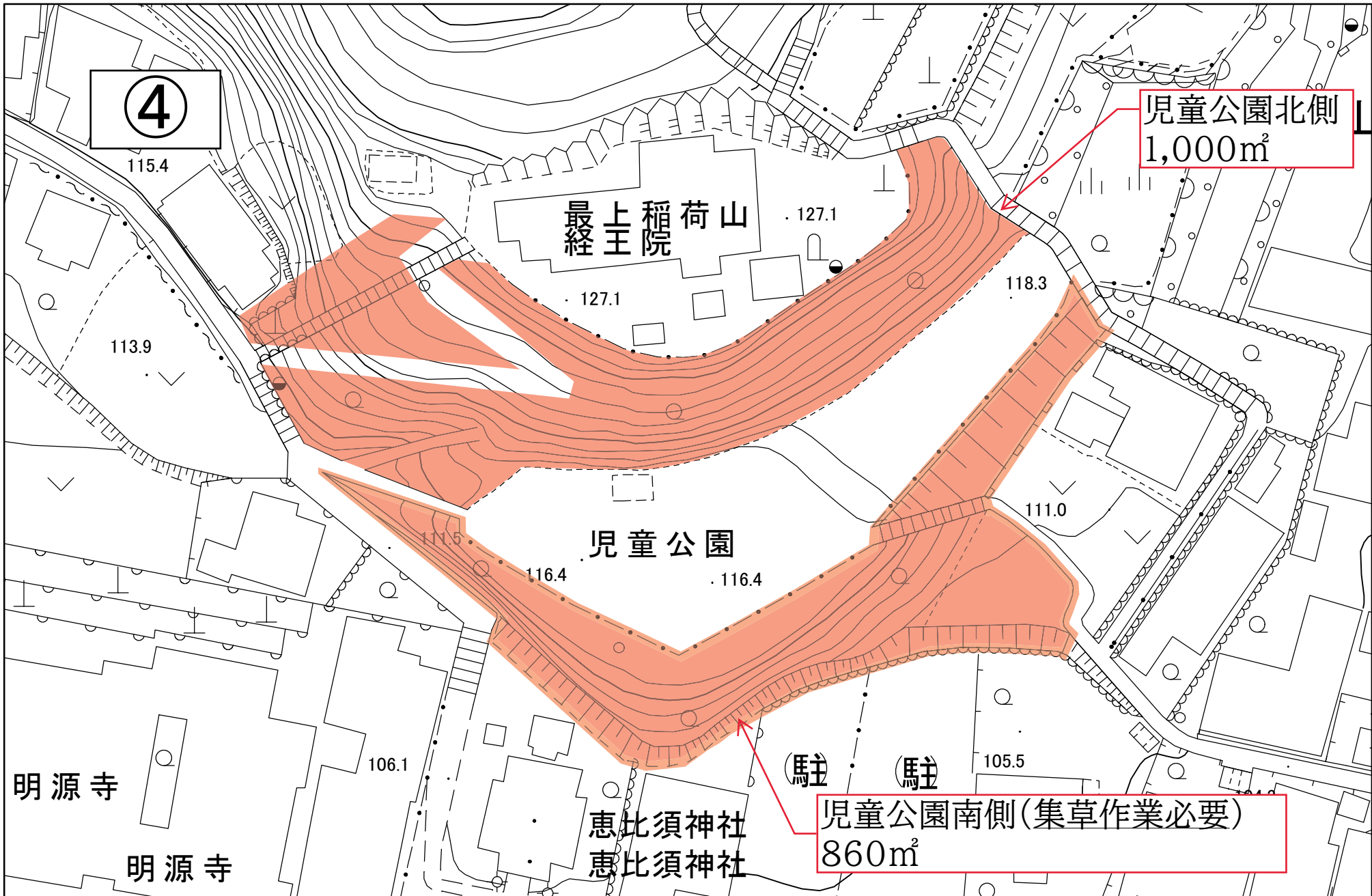
第9条 実施関係

1. 草刈方法は、全刈りを原則とし、笹、雑草、灌木、つる等植栽木の生育に支障となる地被物を地際から刈り払わないければならない。
2. 作業区域内より刈り払った飛石や草等が、民家等隣接地に入らない（落ちない）ようにすること。
3. 草刈作業中、植栽木を損傷しないよう注意し、特に植栽木の周囲の刈り払いには、植栽木の根元に草刈鎌、草刈機の刃部が向かないよう植栽木の外側の方向に刈り払わなければならない。
4. 笹、雑草等の繁茂が著しい所では、先に植栽木の周囲を刈り払い、植栽木の位置を確かめてから、その他の部分の刈り払いを行わなければならない。
5. 刈り払い物は、公園利用に支障がない場所に存置すること。遊歩道、駐車場、その他公園利用に支障のある場所等へ散在した場合は、刈り払い物を取り除かなければならない。
6. 植栽木に巻きついていゝるつる類は切断し、樹木に損傷がないよう取り除かなければならない。
7. 植栽木の損傷が著しい部分を発見した場合は位置や状況を監督員に報告すること。

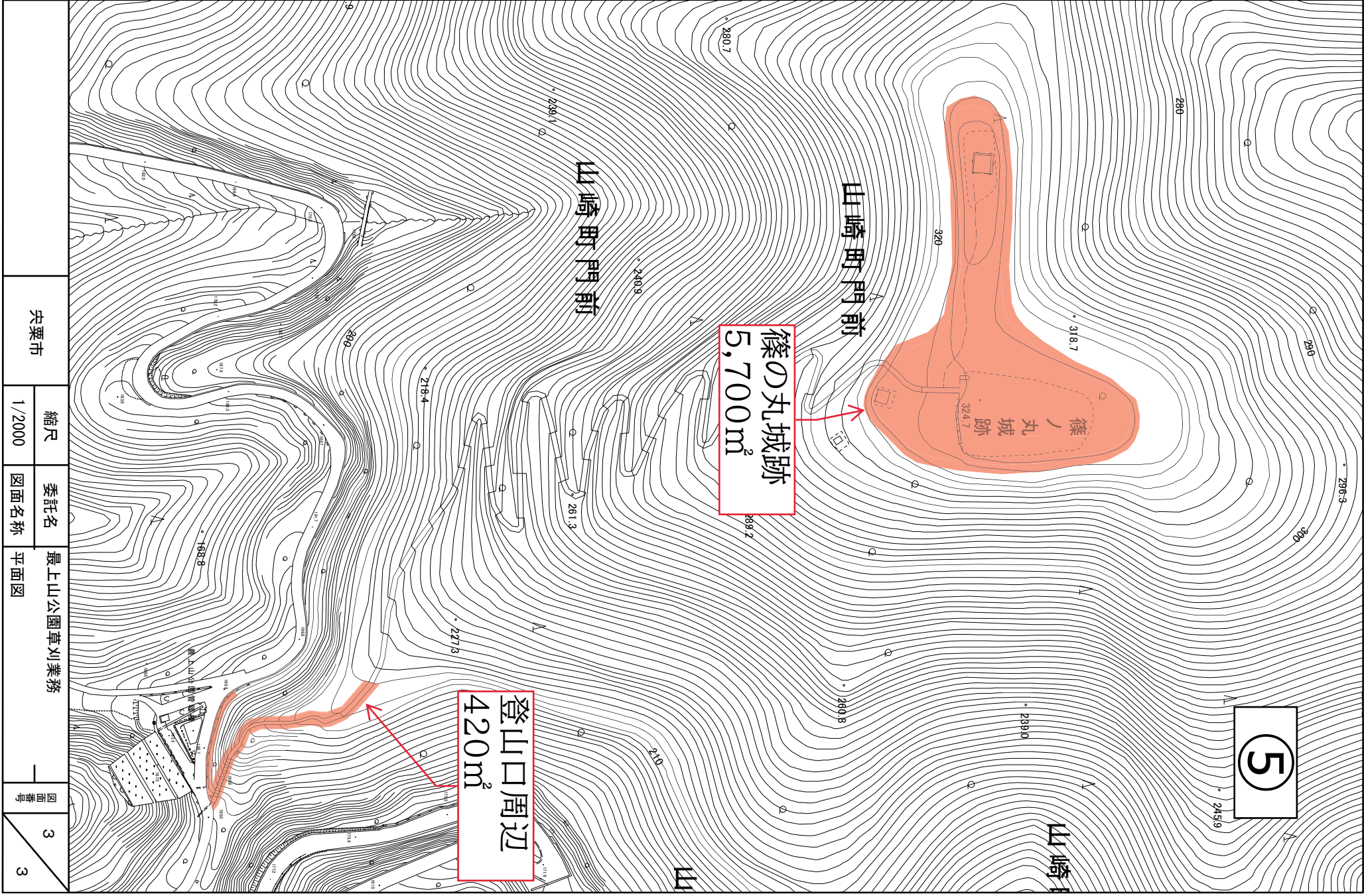
第10条 業務標示板等

1. 公園内での作業となるため、作業実施していることが周囲に分かる表示看板等を設置し、公園利用者には十分注意をして作業を行うこと。

12 / 14



宋栗市	縮尺	委託名	最上山公園草刈業務	図面番号	2
	1/500	図面名称	平面図		3



矢栗市	縮尺	委託名	最上山公園草刈業務	図面番号	3
	1/2000				図面名称